

平成31年3月
関西広域連合議会定例会

報 告 書

平成31年3月8日

関西広域連合議会議員 丸 若 祐 二
同 南 恒 生
同 中 山 俊 雄



議 事 日 程

平成 31 年 3 月 2 日 (土)

午後 1 時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 第 1 号議案から第 7 号議案 (提案説明)
- 第 5 一般質問
- 第 6 第 1 号議案から第 7 号議案 (討論、採決)
- 第 7 決議案第 1 号 (提案説明、採決)

第1号議案

平成31年度関西広域連合一般会計予算の件

平成31年度関西広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,385,745千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円とする。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,348,060
	1 負担金	1,348,060
2 使用料及び手数料		205,501
	1 手数料	205,501
3 国庫支出金		772,856
	1 国庫補助金	772,856
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		59,324
	1 預金利子	1
	2 雑入	59,323
歳入合計		2,385,745

第1号議案

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 15,402
	1 議会費	15,402
2 総務費		382,984
	1 企画管理費	382,220
	2 選挙費	164
	3 監査委員費	600
3 広域防災費		23,650
	1 広域防災費	23,650
4 広域観光・文化・スポーツ振興費		121,101
	1 広域観光・文化振興費	105,032
	2 広域スポーツ振興費	16,069
5 広域産業振興費		48,729
	1 広域産業振興費	41,593
	2 広域農林水産振興費	7,136
6 広域医療費		1,533,929
	1 広域医療費	1,533,929
7 広域環境保全費		46,727
	1 広域環境保全費	46,727
8 資格試験・免許費		203,952
	1 資格試験・免許費	203,952
9 広域職員研修費		4,270
	1 広域職員研修費	4,270
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		2,385,745

第2号議案

平成30年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件

平成30年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,366,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		1,279,390	27,607	1,306,997
	1 負担金	1,279,390	27,607	1,306,997
2 使用料及び手数料		118,873	△7,323	115,550
	1 手数料	118,873	△7,323	115,550
3 国庫支出金		772,284	△5,708	766,576
	1 国庫補助金	772,284	△5,708	766,576
6 繰入金		74,360	△9,934	64,426
	1 基金繰入金	74,360	△9,934	64,426
8 諸収入		64,180	△7,975	56,205
	2 雑入	64,179	△7,975	56,204
歳入合計		2,369,708	△3,333	2,366,375

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円	千円	千円
		17,000	△1,987	15,013
	1 議会費	17,000	△1,987	15,013
2 総務費		411,415	△10,524	400,891
	1 企画管理費	410,651	△10,524	400,127
3 広域防災費		22,946	△2,827	20,119
	1 広域防災費	22,946	△2,827	20,119
4 広域観光・文化・スポーツ振興費		126,994	△6,000	120,994
	1 広域観光・文化振興費	112,862	△6,000	106,862

第2号議案

5 広域産業振興費		49,265	△1,583	47,682
	2 広域農林水産振興費	8,083	△1,583	6,500
6 広域医療費		1,519,798	41,397	1,561,195
	1 広域医療費	1,519,798	41,397	1,561,195
7 広域環境保全費		48,986	△3,978	45,008
	1 広域環境保全費	48,986	△3,978	45,008
8 資格試験・免許費		164,024	△17,257	146,767
	1 資格試験・免許費	164,024	△17,257	146,767
9 広域職員研修費		4,279	△574	3,705
	1 広域職員研修費	4,279	△574	3,705
歳出合計		2,369,708	△3,333	2,366,375

第3号議案

関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例

(関西広域連合附属機関設置条例の一部改正)

第1条 関西広域連合附属機関設置条例(平成23年関西広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

関西広域連合毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務
関西広域連合登録販売者試験委員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務

(関西広域連合手数料条例の一部改正)

第2条 関西広域連合手数料条例(平成24年関西広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表製菓衛生師法関係の部に次のように加える。

毒物及び劇物取締法関係	毒物劇物取扱者試験手数料	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	10,300円
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	登録販売者試験手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	12,800円

(関西広域連合資格試験等基金条例の一部改正)

第3条 関西広域連合資格試験等基金条例(平成28年関西広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び製菓衛生師」を「、製菓衛生師、毒物劇物取扱責任者及び登録販売者」に改める。

第3号議案

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第4号議案

関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）変更の件

関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第1号）第3条の規定により、議決を求める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）の全部を次のとおり変更する。

以下、概略

関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂（最終案）の概要

1. 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、福井エリアに立地する原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合には、住民等の安全を守るため、広域連合及び構成団体が、連携し連携して行う広域的な対応策をとりまとめたもの（H24.3策定、H25.6改訂）

(2) 広域連合の役割

- ① 情報の収集と共有 → 原子力施設の状況など、災害の状況等を収集し、構成団体等と情報共有
- ② 広域避難に関する調整 → 府県域を越える広域避難が円滑に実施できるよう調整・支援を実施
- ③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信 → 住民等への的確・迅速な情報発信を実施

2. 改訂の基本的な考え方

今回の改訂は、①原子力災害対策指針の改正、②「高浜・大飯地域の緊急時対応」の策定（H29.10.25）、③これまでの広域連合の広域防災にかかわる取組の成果、④関西広域防災計画策定委員会等での意見を反映させ、万が一の原子力災害への対応体制の強化を図るために実施する。
なお、8月25日、26日に実施した原子力総合防災訓練（広域避難訓練）における課題については、今後の国の検証等を踏まえ、対応を検討する。

3. 主な改訂内容

(1) 原子力災害対策指針の改正に伴う反映

① UPZ外（30km圏外）における防護措置について

ア 屋内退避（I-6 P6）
【放射性物質の放出前】
全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて、国、構成府県等が屋内退避の可能性の注意喚起を実施

【放射性物質の放出後】
緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国の指示で屋内退避を実施

・ OILの基準（避難等の防護措置実施の判断基準）を超えた場合、避難等の更なる防護措置を実施

イ 安定ヨウ素剤（II-5 P14、II-2-2(2) P40）
UPZ外は、屋内退避によってブルーム通過時の影響を低減可能であり、安定ヨウ素剤の備蓄は不要とされているが、万が一の場合に備え、広域連合と原子力事業者との覚書等により安定ヨウ素剤を確保

※UPZ外の市町村が独自の予防服用体制の構築を図ることを妨げるものではない。

② UPZ外における緊急時モニタリング体制の整備（II-3-2(2)-⑤ P14）
国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を活用して実施。また、構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用

(2) 「高浜・大飯地域の緊急時対応」策定に伴う反映

① 広域連合の基本的な形態、避難手段、避難経路（II-6-1(1)-② P16、(2)-③ P23、(2)-④ P24）

・ 一般住民、避難行動要支援者（入院患者、施設入所者、児童等）、一時滞在者の区分ごとに避難等の流れを整理

・ 半島、中山間地などで、自然災害等により住民が孤立した場合は、ヘリや船舶を活用した避難等を実施

・ 主な避難経路が自然災害等により使用できない場合を想定し、代替経路を設定

② 実動組織による広域支援体制（III-2-1(1)-③ P40）
地域レベルで対応が困難な場合、国は、全国規模の実動組織（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）による支援を実施

※下線部は、プラン改訂（中間案）からの主な変更箇所を示す。

③ 集合災害時における屋内退避の基本的な考え方の整理（III-2-1(1)-①-ウ P38）
屋内退避中、地震等の自然災害が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、別の避難所への避難を速やかに実施

④ 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化（II-6-1(1)-②-ウ P19）
所在県及び関係府県は、管内の関係市町と連携し、PAZ内（5km圏内）及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、防災行政無線、緊急通報メーカサービス等により区域外への移動等の呼びかけを行う。移動等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、事態の進展に伴い避難等を実施

⑤ 自然災害等により半島等が孤立した場合の対応（II-6-2(2)-③-ア P23）
ヘリや船舶により空路や海路での避難態勢が整うまでは、屋内退避施設で屋内退避し、避難態勢が十分に整った段階で避難等を実施

⑥ 特別警報等発令時の対応（III-2-1(1)-①-イ P38）
天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先し、安全が確保できた場合には避難等を実施

⑦ 渋滞対策（II-6-2(2)-④-ア P24）
所在県及び関係周辺府県等は、避難車両の誘導や主要交差点での交通整理等の体制を整備

(3) これまでの広域連合の取組の反映等

① 緊急物資円滑供給システムの活用（III-2-1(1)-②-ウ P39）
所在県及び関係周辺府県から物資供給の要請があった場合は、物流事業者、流通事業者、メーカー事業者等と連携し、物資が迅速に避難者へ届くよう「緊急物資円滑供給システム」を活用

② 災害対策（支援）調整会議の設置（III-1-3(3)-①-イ P36）
構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体参加（危機管理監）等からなる調整会議を設置し、TV会議システム等を活用して、必要に応じて開催

③ 関係団体との連携
ア 関係団体との協定締結（II-2-4(4)-④ P12）
原子力災害時における緊急輸送、避難退避時検査、民間賃貸住宅の提供等に関する広域的な応援体制の構築に向け、関係団体との連携協力体制の強化

イ 原子力事業者との覚書締結（II-5 P14）
安定ヨウ素剤を備蓄する府県市町村において、保管場所が被災等により使用不能となった場合などに備え、原子力事業者と安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書を締結（H27年度）

④ 外国人観光客等への災害情報等の伝達（II-9-9(4) P27）
構成団体は、災害時に外国人観光客などへ災害情報を多言語で伝達するため、協定の締結、協議会の設置、連絡網整備など関係機関との協力体制の構築を推進

(4) 関西広域防災計画策定委員会等での意見の反映

① 自助・共助の取組の推進（II-10 P28）
広域連合及び構成団体は、自然災害と同様、平時から避難に備えた食料等の備蓄、避難訓練への参加など住民の自助・共助の取組を推進することを追記

② 広域連合の役割の明確化（I-4-2(2) P3）
広域連合は、構成団体、連携県と連携し、府県を越える広域避難、普及啓発など、広域的な対応がより効果的な取組を実施することを明記

③ 避難元住民への普及啓発（II-10 P28）
避難元住民への普及啓発項目として、UPZ内住民は避難退避時検査場所を必ず通過することを追記

④ 避難行動要支援者への避難支援（II-6-1(1)-②-イ P17）
所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町に対して、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別計画を策定するよう働きかけを行うことを追記

第5号議案

関西広域産業ビジョン2011変更の件

関西広域産業ビジョン2011の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第1号）第3条の規定により、議決を求める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域産業ビジョン2011の全部を次のとおり変更する。

以下、概略

「関西広域産業ビジョン～新たな飛躍に向けた挑戦～（最終案）」概要

◎ 改訂のポイント

- 関西経済の「新たな飛躍のための挑戦」としてとりまとめ
- 関西経済を取り巻く状況の変化を反映
 - ・AIやIoTなどの技術革新による第四次産業革命、SDGs(持続可能な開発目標)の設定
 - ・人口減少に伴う労働力不足、好調なインバウンド、グローバル化の加速、頻発する自然災害
 - ・「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」の開催決定
- 将来像・戦略の再編
 - ・関西経済の持続的成長に向け、これまでの取り組みの成果も踏まえ、2040年を見据えた将来像を再設定
 - 関西が一つの核となり、アジア、そして世界でも存在感を示し、日本の成長を牽引
 - 多様な人々が引きつけられ、個性を発揮して活躍・共生している関西へ
 - ・将来像の実現に向け、当面5年間を見据えて戦略を重点化
 - 幅広い分野でイノベーションが生まれる環境の創出
 - 技術力強化、グローバル展開、IoT導入による生産性向上など、企業の成長を支援
 - 関西の各地域が持つ個性豊かな魅力で人・モノ・投資・情報を呼び込む
 - ・人材について、関西経済の活性化を担う重要な要素として位置づけ
- 戦略の着実な推進に向けた「仕組み」の充実
 - 事業年度毎の達成目標の評価に加え、進捗状況を把握するための参考指標を設定

戦略2：高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化

- ・工業系公設試験研究機関の機器利用料金について域内企業利用時の割増料金を解消
- ・各機関の保有機器・依頼試験の検索機能や情報発信機能を有する「関西ラボネット」を共同運用
- ⇒企業の技術面での成長を広域的に支援

戦略3：「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化

- ・国内外でのプロモーション活動により、関西への関心、認知度が一定向上

戦略4：企業の競争力を支える高度人材の確保・育成

- ・目指すべき高度産業人材像の提示、インタナーシップの好事例を集約・発信
- ⇒インターンシップ実施企業の増加

4. 関西が目指す将来像

世界の中で輝き、日本の未来を牽引する関西

多様な人々が活躍・共生できる関西

【目標値】2040年の関西(広域経済圏)の
経済・産業の国内シェア25%、GRP約1.8倍(2010年度比)の約180兆円

1. 関西経済の現状・課題

- 人口の減少に伴う労働力不足
 - 生産年齢人口が大幅に減少する見通し。
 - 労働力確保、生産性向上の取り組みが必要。
- 好調なインバウンドのさらなる取り込み
 - GRPへの寄与度は約1%へ上昇。
 - ビジネス目的のインバウンドの拡大を目指す。
- グローバル展開する企業の支援
 - グローバルな企業間競争が激化。
 - SDGsの目標実現に向けた対応も必要。
- 頻発する自然災害への備え
 - 企業活動に影響を及ぼす自然災害が多発。
 - 災害に強い産業機能の実現へ。

2. 関西経済の特徴とポテンシャル

- 特徴：第3次産業が3/4を占め、バランスの取れた産業構造。対アジア向け輸出輸出シエアが非常に高い
- ポテンシャル：多種多様な産業集積に加え、先端産業や大学、科学技術振興の拠点が立地
- 関西の広域的取組：関西広域連合や経済団体が相互に連携を図りながら事業を展開
- 万博開催のインパクト：万博開催を契機としたビジネスチャンスの拡大や新たなイノベーション創出の可能性

3. これまでの主な取り組み・成果

戦略1：世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化

- ・関西広域連合として「メテikal(ジャパン)」を誘致し、ブース出展や大学等の研究成果と企業のマッチングのためのセミナー等を実施。関西の強みであるライフサイエンス分野のPRとビジネスの場の創出

5. 新たな「関西経済活性化戦略」

【戦略1】関西の優位性を活かしたイノベーション創出環境・機能の強化

【戦略2】高付加価値化による中堅・中小企業等の成長支援

【戦略3】個性豊かな地域の魅力を活かした地域経済の活性化

関西を支える人材の確保・育成

6. ビジョンの実現に向けて

○ 戦略の具体化

- ・関係機関との適切な役割分担と連携、年度毎の事業検証、参考指標による進捗管理
- ・社会情勢等の変化に応じた柔軟な戦略の見直し

○ 推進体制

- ・担当府県市による事業実施、関係機関との連携による事業推進
- 関西広域連合と構成府県市の役割
 - ・関西が一体となって大きな成果を得ることを追求

第6号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約（平成29年関西広域連合告示第3号）を平成31年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第7号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務の委託について、次のように規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合告示第 号

関西広域連合と徳島県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を徳島県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

決 議 案 提 出 書

別紙「天皇陛下御即位三十年賀詞決議」について、議決されたく、関西広域連合議会会議規則第 13 条の規定に基づき提出します。

(理由)

関西広域連合の公益に関する事案であり、然るべき意思を表明する必要があるため。

平成 31 年 3 月 2 日

関西広域連合議会議長 様

提出者	関西広域連合議会議員	村	島	茂	男
	同	諸	岡	美	津
	同	中	司		宏
	同	吉	田	利	幸
	同	石	川	憲	幸
	同	田	尻		匠
	同	濱	口	太	史
	同	福	田	俊	史
	同	南		恒	生
	同	中	村	三	之助
	同	飯	田	哲	史
	同	吉	川	敏	文
	同	藤	原	武	光

決議案第1号

天皇陛下御即位三十年賀詞決議

天皇陛下におかせられましたは、御即位三十年をお迎えになられましたことは、慶賀にたえないところであります。

ここに関西広域連合議会は、謹んでお祝いを申し上げます。

以上、決議する。

平成31年3月2日

関西広域連合議会

平成31年3月定例会質問項目一覧

	府縣市	質問者	質問時間	質問項目
1	鳥取県	福田 俊史 議員 (一括)	8分	1 大阪・関西万博を契機とした関西広域内の活性化対策について
2	堺市	西村 昭三 議員 (一問一答)	8分	1 外国人材の受け入れ拡大に関する対応について (1) 外国人技能実習制度における監理団体許可事務の移管について (2) 外国人技能実習制度における機構事務の移管について
3	大阪府	吉田 利幸 議員 (一問一答)	12分	1 大阪・関西万博までの6年間の取組について 2 文化資源を活用した集客促進について 3 昨年の災害の教訓を活かした今後の取組について
4	大阪府	大山 明彦 議員 (一問一答)	8分	1 これまでの広域産業振興の取組成果について 2 地域の魅力を活かした地域経済の活性化について 3 関西を支える人材の確保・育成について
5	大阪市	飯田 哲史 議員 (一問一答)	12分	1 関西広域連合におけるICTの活用について 2 コピー用紙使用量の削減目標の設定について 3 プラスチックごみの削減について
6	兵庫県	しの木 和良 議員 (一括)	10分	1 関西における地域創生実現に向けて広域連合が果たすべき役割について 2 地方が担うべき事務・権限の広域連合への移譲について
7	兵庫県	石川 憲幸 議員 (一問一答)	10分	1 首都機能のバックアップ体制構築に向けての更なる働きかけについて 2 関西広域連合及び議会の専任制・機能強化策を目指す方策について
8	神戸市	藤原 武光 議員 (一問一答)	8分	1 大阪・関西万博と構成府縣市との連携について (1) 万博のプラスの効果の波及 (2) 万博を通じた人材創出など (3) 万博会場への交通アクセス 2 IRと構成府縣市との関係
9	京都府	諸岡 美津 議員 (分割)	16分	1 相次ぐ自然災害を踏まえた防災対策の推進について (1) 帰宅困難者対策について (2) 外国人観光客の安心・安全対策について 2 観光誘客における食への対応について 3 関西広域連合における「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進
10	京都市	中村 三之助 議員 (一問一答)	8分	1 双京構想の更なる推進について 2 ワールドマスターズゲームズ2021関西における外国人選手・関係者に対する誘客施策について
11	滋賀県	村島 茂男 議員 (一問一答)	16分	1 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う並行在来線について 2 関西における広域産業振興について (1) 関西広域産業ビジョンに基づく新たな取組について (2) 効果的な事業実施と関西全体への波及について (3) 新たな分野でのイノベーションの創出に向けた取組について
12	和歌山県	濱口 太史 議員 (分割)	16分	1 災害時における広域的な透析医療提供体制について 2 広域観光振興の取組について (1) ジオパークの認知度向上、周遊性促進の取組について (2) 観光資源の実際の魅力を知る人材の育成について
13	奈良県	田尻 匠 議員 (一括)	12分	1 大阪・関西万博について 2 ドクターヘリについて
14	徳島県	丸若 祐二 議員 (一括)	12分	1 関西広域連合の目指すべき方向について 2 政府関係機関との連携強化について 3 関西広域連合議会の改革について

本県選出議員の質問概要

丸若 祐二 議員

1 関西広域連合の目指すべき方向について

(質問要旨)

関西広域連合議員となって2年、連合議会に参加して、自分自身が身をもって感じたことを総括して質問したい。

7月の連合議会では、連合長に対し関西広域連合の「新たな展開」の必要性を訴え、現在の法制度で許される打開策として、「広域連合」という「一部事務組合」のような名称ではなく、「希望の持てる名称に変更しては」と質問をした。

連合長からは「名称変更は検討が必要」として慎重な答えではあったが、現状打破の必要性という広域連合が抱える課題への共通認識は得られたと感じた。

この名称変更の件については、去る2月21日の徳島県議会の一般質問でも、意見ではあるが飯泉知事に投げかけた。知事からは、「関西政府・ガバメント」というキーワードの紹介があった。

「ガバメント」とはどういうことか。担当課からこのキーワードの詳細について聞くと、広域連合の「広域行政のあり方検討会」において、委員である大学教授が「広域連合」ではなく「リージョナルガバメント・広域政府」と名乗った方が良いとの発言があり、飯泉知事がこれを受けて、「設立当初から、ユニオンじゃなくてガバメントの方が良いとの議論もあった」と返したとのこと。自分の考えは間違っていないと少し安心した。

ただ、闇雲に名称変更を訴えているのではない。本当はいろいろな成果を上げているにもかかわらず、「進まない地方分権改革」、「立ち消えた国出先機関の丸ごと移管」など、とにかく停滞感のみがクローズアップされてしまう広域連合。良くないイメージの払拭が必要ではないか。

また、関西広域連合は「国土の双眼構造」の実現を目指しており、「東京圏」に並び立つ「関西」となるべきだが、残念ながら現在の延長線上にその世界があるとは思えない。名称という「看板」と、その看板に見合った「中身」へと大胆に変えていく改革・強化が必要ではないか。

関西広域連合の「名称変更」について、真剣な検討を開始するとともに、「国土の双眼構造」などの「分権型社会の実現」に向け、広域連合を大胆に改革し、心機一転、再挑戦すべきと考えるが連合長の所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○関西広域連合長（井戸 敏三）

名称変更について、昨年「名称変更自身は非常にインパクトがある対応である」ということは答弁した。ただ、現実的なのかということ考えたとき、実態を備えた上での名称変更なら、皆さんも賛同していただけるのだろうが、単なる看板の掛け替えなのであれば、そしりを招くことになりはしないかと考える。

そのような意味で慎重な答弁をさせてもらった訳だが、分権型社会に対する突破口を開くという意味での広域連合の役割が期待されるような状況を作り出して、そして名称変更も検討していく。このような基本姿勢で臨ませていただきたい。

本県選出議員の質問概要

丸若 祐二 議員

2 政府関係機関との連携強化について

(質問要旨)

分権型社会の実現について、掘り下げて議論したい。

言うまでもなく「分権」に対比するのは「集権」であり、わが国の現状で「集権」されているのは「国」であって、エリアとしては「中央」つまり「東京」である。

広域連合の取組では、地方分権改革や国出先機関の丸ごと移管が「分権」の代表格になるが、成果を上げてきている「政府関係機関の関西移転」も分権型社会に大きく寄与するものとする。

しかしながら、関西に移ったことだけで終わってしまうと、場所は変わったが主体は相変わらず「国」のままで、十分な「分権」とは言えないのではないかと。

ここでも、徳島県議会における飯泉知事との議論を紹介したい。

知事は答弁の中で、「広域連合エリアは、京都の文化庁、和歌山の総務省統計局、徳島の消費者庁と、本省機能の移転が具現化している全国唯一の地域である。この成果の上に立って、文化行政や消費者行政など関西の強みをさらに進化・拡大させ、東京一極集中是正の突破口を開くべき。」との意見を述べられた。

自分の意見も同じで、昔から「戦力が勝る敵に対しては、その弱点を集中攻撃し一点突破を図る。」という常套手段がある。

なかなか進まない地方分権や丸ごと移管に固執するよりは、成果の出ている得意分野を伸ばしていくべき。

昨年9月、安倍総理が徳島県庁10階にある消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」を視察に訪れた際に、「徳島でフィールドワークがしっかりとでき、その果実を全国展開していくという、非常にいい流れができた。」と発言された。ここでいう「果実」は、県と国が協働で作ったものであり、霞ヶ関では到底作り得ないものである。

そこで、政府関係機関との連携を強化し、文化行政や消費者行政等の関西の強みを活かした取組について、関西広域連合がその中心的役割を果たしていくべきと考えるが、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○関西広域連合長（井戸 敏三）

政府関係機関との連携については、まさに「権限移譲がなかなか進まないのであるならば、中央省庁を持ってきて、実質的に権限移譲を勝ち取る形をとっていく。」これは、関西広域連合に政府関係機関を誘致してきた基本的な考え方である。

そのような意味で、文化庁は丸ごと京都に来ることになったし、和歌山の統計センターは、統計の利活用をしっかりとしようという機能、徳島の消費者庁は、未来に消費者庁全体を移す第一歩につながる突破口になっていると思っている。関西広域連合としては、この3つに続く対応をぜひ実現していきたいと考えて取り組んでいきたい。

例えば、大阪に中小企業庁を、また兵庫には消防庁や防災研究所をとすることを主張した。防災の関係はヘッドクォーターが東京でなければいけない、ということもあって実現できなかったが、あきらめる必要はない。また、中小企業庁についても、中小企業が一番多いのは東京と大阪だが、まさに双眼構造的な組織が考えられるので、あきらめずにしっかりと、これからも取り組んで参りたい。

本県選出議員の質問概要

丸若 祐二 議員

3 関西広域連合議会の改革について

(質問要旨)

連合委員会側に改革を求めるばかりでなく、議会側も改革が必要と考える。

広域連合議会は、言うまでもなく広域連合の予算や施策、広域課題等について討論するところである。しかし、自分も反省するところはあるが、自身の出身府県市議会の地域限定的な視点で議論してしまうことがある。境界線はないのだが、「これは本当に広域行政の議論か」とわからなくなる時がある。

ここでもヒントになるのが「広域行政のあり方検討会」の意見である。報告に向けた取りまとめ(案)では、関西広域連合に関西選出国會議員を招き、相互の意見交換の場を設ける、というアイデアが示されている。

興味深いアイデアで、こういう場があれば議論は大きく、そして広域なものになると考えられる。また、国への影響力を強める第一歩となり、さらには、我々連合議員の意欲が高まると考えられる。

日程調整や事前のやりとりが難しかったり、そもそも国會議員が参加してくれるのかと、クリアすべき課題は多いが、メリットも感じられる。

議会改革ならば議会側で検討すべきと言われるかもしれないが、まずは執行部側の意見をお聞きしたい。

そこで、関西選出国會議員との意見交換の場を設定するなど、関西広域連合議会の改革を進めるべきと考えるが、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○関西広域連合長(井戸 敏三)

国會議員との関係で、執行部においては、国會議員を迎えての北陸新幹線の建設促進大会の開催や、ワールドマスターズゲームズ2021関西推進議員連盟設立の呼びかけなど、国會議員と緊密な連携を保ちながら事業を推進している。

そのような意味で、一種の推進団体はあるが、包括的な協議の場がつけられていない。どのような範囲やテーマで会合を持つのかという部分が難しい点ではあるが、現実に関西経済連合会とは会合を持っているし、市長会、町村会の関西の代表者と懇談会も行っているのだから、これらの例にならって、国會議員との意見交換会を検討していくことは具体的な第一歩になると思っている。

関西広域連合7つの既存事務については成果を上げている。国との関係については少し停滞しているが、停滞感を打ち破るため、できることを現実化していくという姿勢で臨みたい。